

11月に入り本格的に寒くなってきました。今年も早いもので、残すところ後2ヶ月、年末に向けひとふんばりといったところでしょうか？今回は、今一番皆さんが気になる建設機械を取り巻く各種規制と、その規制に適合している証しであるステッカーを中心にご紹介したいと思います。

各種規制適合ステッカーの話

1.排気ガス対策型建設機械適合ステッカー



建設機械から排出される排気ガスの有害物質を削減する事を目的に基準値を設け、適合していない建設機械には平成13年4月から施行されたグリーン購入法の関係から国の公共事業に使用することができなくなりました。

左のステッカーは1次規制に適合している建設機械に貼られているステッカーです。右のステッカーは平成15年10月より施行される2次規制に適合している建設機械に貼られているステッカーです。

平成15年10月前に1次規制に適合していれば2次規制施行後も、引き続き使用可能です。



2.低騒音型建設機械適合ステッカー



建設機械の騒音を防止する事を目的に低騒音型建設機械の型式指定を行い適合していない建設機械は排気ガス規制同様公共事業に使用することができなくなりました。右のステッカーも左のステッカーも同じように見えますが、この年数部分が違ってきます。

左のステッカーは旧基準(89年)のもので、今年の9月に指定が失効となり、左のステッカーが貼られていてもダメです。

右のステッカーは新基準(97年)のものでこれが貼られていなければなりません。



3.標準操作方式に適合しているステッカー



建設機械の操作レバー配置、操作方式はメーカー・機種などにより違いがあり保有形態の変化などから、事故を引き起こす可能性が強く操作方式の統一が強く要望されていました。旧建設省では標準操作方式を指定し、公共事業においては標準操作方式の建設機械を使用するよう推進しています。左のステッカーは標準操作方式になっている建設機械に貼られているものです。移動式クレーンで前後操作方向レバーでは前方に押すと左旋回・フック巻下げ・ブーム起伏下げ・ブーム伸縮伸びになります。後方に引くと右旋回・フック巻上げ・ブーム起伏上げ・ブーム伸縮縮みになります。操作レバーの配置は、左側から時計回りに旋回レバー・巻上げレバー・ブーム起伏レバーの順で、オペレーターシートを中心に旋回レバーは左側・ブーム起伏レバーは右側にあること。ブーム伸縮レバーがある場合オペレーターシートを

中心にして左側に配置され、オペレーターが当該レバーを容易に識別できる事となっており、更に旋回レバーの配置はオペレーターシートを中心として最も左側にある事とされています。

4.都のディーゼル排気ガス規制条例適合ステッカー

メンテナンスニュースVOL28でご紹介した通り、適合していないディーゼル車は平成15年10月より東京都(埼玉・千葉・神奈川も同様)の運行を禁止する条例です。上の1~3は建設機械のみ対象としていますが、この規制はトラックやバスなども含めディーゼル車を対象としています。クレーン車でいえば8ナンバーのトラッククレーン・オルテッククレーンが対象となります。

適合している車は右のステッカーが貼られています。

お持ちの車が対象かどうかは、国際サービスにお尋ねください。

国際サービスでは都条例に適合するPM除去装置の販売及び取付を行っています。是非ご相談ください。



ご不明な点、分からない事等ありましたら是非ご相談ください。